



会 報

第 3 2 号



スポーツキャンプ in 日体大

令和7年度

公益財団法人 小田原市体育協会

スポーツマン信条

スポーツは人造りだ

日本マラソンの父金栗さんは「体力、気力、努力」と言われた。

スポーツにはルールがある

ルールを守って正々堂々とプレーをしよう。

スポーツには勝敗がある

勝つも負けるもフェアでありたい。

スポーツマンは明朗である

スポーツを通じて友愛の心を育てよう。

スポーツマンはマナーを重んじる

マナーを身につけてこそ真のスポーツマンである。

スポーツマンは社会を明るくする

愛校・愛郷・愛国の心を培って社会に貢献しよう。

スポーツマンは友を呼ぶ

五大陸のスポーツマンが一つの環になるように努めたい。

原 元助

このスポーツマン信条は、昭和60年に体育協会事務所が、城山陸上競技場内に設置されたことを契機に、小田原市元助役で、小田原市体育協会顧問でありました原元助氏が、お祝いとして書き記されたものです。



あいさつ

各競技団体、地区団体、レクリエーション団体、スポーツ少年団、広域地域スポーツクラブ等の各スポーツ団体や行政、各企業、諸団体の皆さまのご協力により令和7年度を迎えることができました。心より感謝申し上げます。

今私たちの社会・生活は大きな変革を余儀なくされています。これからの社会がどのようなものになるのか予見はできませんが、自然環境の変化、人と人との関係の困難さ、国内の政治・経済情勢、世界各地の情勢等を見ると今までと違った新たな視点で活動していくことが必要になると思います。

私たちの活動はどのような社会、どのような生活になるのかしっかりとした絵は描けないことも多いですが、まちづくり、経済の活性化、健康、福祉等にスポーツの持っている価値を生かすことが大きな役割を占めるのではないかと思います。その時、我々体育協会は何を重視し、何をすればいいのか考え、議論を継続し、活動する必要があります。

これから取り組まなければならないと考えられます主なものを次にあげます。

- 1 スポーツの持つ楽しさ、価値を多くの市民の皆さまに知ってもらいスポーツをすることの面白さ、汗を流すことの心地よさを味わってもらうために、各種の大会や教室を見直し、より充実させていきます。市民の皆さまのスポーツニーズは男女間や各世代により様々ですが、スポーツを楽しむ人をより一層多くしていくことが大切です。
- 2 スポーツを行うにはスポーツ環境の充実が大切です。新しい施設の設置、既存の施設の改善を含めた施設の充実、皆が活用できる運営の仕方、指導者の育成が大きな課題となります。これらのことは体育協会だけではできません。行政や他団体との連携、協力が大切です。指導者の育成に関しては国や県との協力や大学との連携のもとに講習会や講演会の充実を図ります。
- 3 市民のスポーツへの取組を広げるだけでなく、高い能力や技能を持った人たちへの支援を考える必要があります。競技団体と協力し、選手を育て、発掘し、支援するようにします。
- 4 体育協会は「万人のスポーツ」を表明していますが、様々な障害を持った方々に対するスポーツのニーズを的確に捉え、スポーツをする機会を多くしていくように他団体や行政と手を携えていきます。
- 5 社会が複雑化し、人々の価値観が多様化している今日、体育協会だけで行う事業には限界があります。スポーツイベントも多くの方々に参加してもらい、楽しみ、喜んでもらう魅力あるものにするためには、他団体・企業と一体となって取り組む必要があります。そのための工夫をしていきます。
- 6 他市町村においてもスポーツを通したまちの活性化に取り組んでいるところが増えつつあります。小田原においてもスポーツの持っている魅力を多くの人が享受し、人生を楽しく豊かにするために商工会議所、観光協会、行政と私たち体育協会が協力し、スポーツコミッションの必要性を多くの市民に知ってもらい、立ち上げを目指すことにより、一層のスポーツと小田原の街の活性化を図ります。

- 7 社会が大きく動く様子が様々見られる中で、中学校の部活動の地域移行があります。スポーツ系の部活動を行っている中学生にとっては大変なことだと思います。スポーツの将来を考えるうえからも市全体で考えることだと思います。体育協会も協力をしサポートしたいと思います。
- 8 これからは身近なところでスポーツを楽しみ、交流を深めていくことが生活を充実していく上で、欠かせない社会になっていくと思います。地域の中で気軽にスポーツが出来る場所と仲間が集うクラブが必要となるのではないのでしょうか。地域のスポーツクラブの創設はどうあるべきか考えたいと思います。
- 9 学校におけるいじめ、企業、団体におけるパワハラ、社会の中で起こる大きな問題だと捉えています。体育協会としてスポーツの中でそれらとどう係るかは大きな問題だと捉えています。スポーツコーチやスポーツをやっている子どもの親が怒らない指導法を身につけたり、試合の始め・終わりに相手を尊重する態度を子どもの頃から身につけたりすることは大切だと思います。そこで体育協会としては日本スポーツ協会が提唱する「No! スポハラ（スポーツハラスメント）」活動に協力し、よりよい社会の実現につなげたいと思います。
- 10 私たちの事業や考え、また郷土の選手の活躍、地域の取組等を多くの方々に知ってもらい、理解してもらうためには広報の充実をより一層図らなければならないと考えます。「スポーツおだわら」や「ホームページ」を一層充実し、新しい広報媒体の技術も取り入れ、皆さんの知りたいことや意見等を盛り込んだより魅力ある広報にしていきます。
- 11 体育協会を充実、発展し皆さまのお役に立てるようにしていくためには財政面での工夫が求められます。より一層の努力をしていくつもりです。
- 体育協会としての主な取組を述べさせていただきましたが、一層の努力をし、コミュニケーションを深め、内容を充実させ、皆さまの体育協会としていきたいと思います。ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。
- 最後になりますが、体育協会の活動に賛同いただきました賛助会員の皆さまには、ご芳名を掲載させていただき、感謝の意を表させていただきますとともに、今後のご協力のほどをお願い申し上げます。

令和7年7月吉日

公益財団法人小田原市体育協会
会 長 江 島 紘

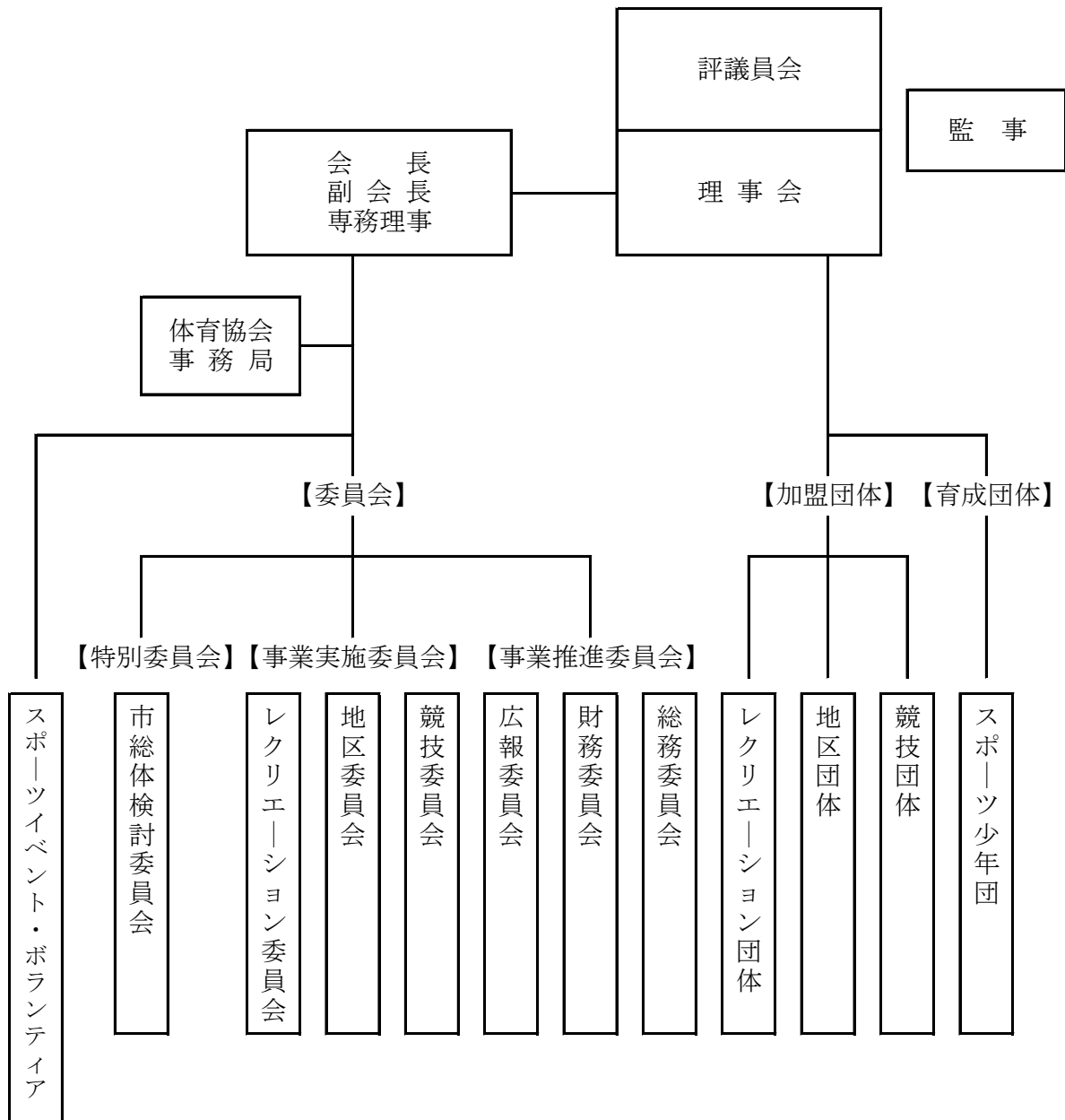
目 次

◇ 小田原市体育協会の歩み	2
◇ 公益財団法人小田原市体育協会組織図	3
◇ 公益財団法人小田原市体育協会の概況	
・ 令和6年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書	5
・ 令和6年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書	17
・ 令和6年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表	19
・ 令和6年度小田原市スポーツ少年団事業報告書	20
・ 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書	21
・ 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表	24
◇ 資料	
・ 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿	26
・ 令和6年度賛助会員ご芳名名簿	29
・ 令和7年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー	31
・ 小田原市にある主なスポーツ施設	35
◇ 規程集	
・ 公益財団法人小田原市体育協会定款	37
・ 公益財団法人小田原市体育協会委員会規程	48
・ 公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程	52
・ 公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程	54
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱	56
・ 公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領	59
・ 小田原市スポーツ少年団規程	64

小田原市体育協会の歩み

- 1946年（昭和21年） 7月 小田原体育連盟の発足
小田原市内の競技5協会をもって発足される
- 1948年（昭和23年） 8月 小田原体育連盟規約制定
小田原市及び近郷における下の協会並びに同加盟22の体育団体をもって
構成される
- 1982年（昭和57年） 4月 小田原市体育協会として発展
小田原市内のスポーツ、地域、レクリエーション関係の56団体とスポーツ少
年団が大同団結し、体育協会として結成される
- 1993年（平成 5年） 4月 財団法人小田原市体育協会として新たに発足
小田原市内の競技団体19、地域団体25、レクリエーション団体8をもって
構成され、その他31スポーツ少年団の指導、育成をはかる
- 2013年（平成25年） 4月 公益財団法人小田原市体育協会へ移行
公益法人制度改革関連3法の施行に伴い、公益財団法人へ移行

【公益財団法人 小田原市体育協会組織図】



公益財団法人小田原市体育協会の概況

- ・令和6年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書
- ・令和6年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減計算書
- ・令和6年度公益財団法人小田原市体育協会貸借対照表
- ・令和6年度小田原市スポーツ少年団事業報告書
- ・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書
- ・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会正味財産増減予算書内訳表

令和6年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告書

総 括

令和6年度、本協会は、スポーツは世界共通の人類の文化であるとのスポーツ基本法に則り、スポーツ振興及び広報の拡充並びに財政基盤の確立を3本の柱として、公益法人としての健全な運営を行いながら、スポーツを通じて地域コミュニティの充実した元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とした幅広い事業を展開し、運営を行った。

1 地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3点から地域市民スポーツの振興を図った。

(1) スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施した。

ア スポーツ教室の開催 (10 教室・14 コース開催 延べ参加人数合計 3,545 人)

教室名及びコース名		期日・回数	対 象	参加者(定員)	会 場
1	小学生陸上競技教室	4～3月・12回	県西地域・小学3～6年生	85人(100人)	城山陸上競技場 ほか
2	ミニバス教室	春	5～6月・8回	57人(75人)	小田原アリーナ
		秋	9～10月・8回	40人(75人)	
3	シェイプアップ トレーニング教室	春	5～6月・8回	29人(50人)	小田原アリーナ
		秋	9～11月・8回	37人(50人)	
4	弓道教室	5～6月・7回	県西地域・18歳以上	19人(20人)	城内弓道場
5	ピラティス教室	5月・4回	県西地域・18歳以上の女性	18人(20人)	小田原アリーナ
6	短距離走スピードアップ教室	5月・1回	県西地域・小学3～6年生	34人(50人)	城山陸上競技場
7	テニス教室	ジュニア	7～8月・7回	22人(30人)	小田原テニスガーデン
		レディース	7～8月・7回	29人(25人)	
8	ドッジボール教室	前期	7月・3回	70人(60人)	小田原アリーナ
		後期	8月・3回	65人(60人)	
9	そとあそび教室	9月・5回	県西地域・在住、在園の4歳以上の未就学児	14人(15人)	城山陸上競技場
10	卓球教室	10月・5回	県西地域・小学生以上	30人(40人)	小田原アリーナ

注) 県西地域：2市8町をいう。

イ 各種競技会等の開催 (開催11事業 延べ参加人数合計 15,181人)

事 業 名		期 日	対 象	参加者	会 場
1	第16回おだわらキッズマラソン大会	R6.6.23	①小学生の部 小学1～6年生 ②親子の部 3歳以上の未就学児とその親 ③イベント	①1,192人 ②349組698人 ③延べ5,000人 * (①・②含む)	小田原アリーナ ～周辺コース

2	第 76 回小田原市民総合体育大会 ○内容 ①地区対抗 14 競技 15 種目 ②オープン 3 競技 3 種目 ○総合成績 優勝/下府中 4 位/豊川 準優勝/国府津 5 位/富水 3 位/桜井 6 位/酒匂	R6. 7/12、 20、21、28 計 4 日間	中学生以上の市民	25 地区団体 延べ 2,051 人	市内各運動施設
3	お出かけスポーツ	R6. 8. 4	小学生以上の方 ・富士川ラフティング	41 人(40 人)	静岡県 富士宮市
4	第 17 回小田原市ドッジボール大会	R6. 8. 23	県西地域・小学生 ①低学年(小学 1~3 年) ②高学年(小学 4~6 年)	①10チーム 100 人 ②20チーム 200 人	小田原アリーナ
5	スポーツキャンプ in 日体大	R6. 8. 28 ~29	小学 5、6 年生、 中学生の市民	23 人(24 人)	日本体育大学 世田谷 キャンパス
6	第 15 回おだわらスポーツ & レクリエーションフェスティバル ・スポーツ絵画展	R6. 9. 8 R6. 9. 9 ~16 計 8 日間	①3 歳未満対象 ・赤ちゃんダービー ②一般対象 ・ニューススポーツ体験 ・公開演技 ・抽選会 ほか	①255 人 ②約 2,200 人 * (①含む)	小田原アリーナ
7	未来のアスリートアカデミー &おだわら・あしがらグルメマルシェ オリンピック選手達が教える 「走り方教室・バスケットボール教室」 ①陸上競技 走り方教室 講師：和田 麻希さん ②バスケットボール教室 講師：原田 裕花さん	R6. 11. 3	小学 1 年生 ~高校 3 年生	来場者数 3,000 人 教室参加者数 129 人 ①1 部 83 人(100 人) 2 部 9 人(100 人) ②1 部 35 人(100 人) 2 部 2 人(100 人)	小田原アリーナ
8	第 18 回おだわら駅伝競走大会 ○区間・距離 7 区間 29.0 km ○成績・優勝 ①地区対抗の部 国府津(4 大会連続 4 回目) ②一般対抗の部 小田原NR(2 大会連続 5 回目)	R7. 1. 19	① 地区対抗の部 ・中学生以上の市民 ②一般対抗の部 ・事業所 ・クラブ ・高 校	①18 チーム 205 人 ②17 チーム 192 人	小田原アリーナ ~市内コース
9	第 79 回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会 ○区間・距離 7 区間 42.236 km ○成績 総合 3 位	R7. 2. 9	中学生以上の市代表選手	12 人 県下市町 29 チーム	山北町 丹沢湖 周回コース

10	箱根 5 区駅伝コース ウォーキングチャレンジ	R7. 2. 15	中学生以上	35 人(30 人)	小田原中継所 ～箱根駅伝芦 ノ湖ゴール地 点 20.8 km
11	第 38 回小田原尊徳マラソン大会	R7. 3. 9	高校生以上 10 kmの部 ハーフの部	2,122 人申込み 10 km 1,003 人 ハーフ 1,119 人	小田原アリーナ ～ 酒匂川 周辺コース

(2) スポーツを「みる」ために

市民にスポーツ観戦を楽しむ機会を提供するため、市内で開催する大規模大会の誘致に対し助成を行うとともに、全国大会等 SNS による広報を行い、みるスポーツの情報提供を行った。

団 体 名	対象大会	開催日
小田原市ラグビーフットボール協会	関東大学ラグビー大会	R6. 9/8. 9/28. 9/29
小田原バドミントン協会	第 41 回全日本シニアバドミントン選手権大会	R6. 11. 16～18
小田原バスケットボール協会	Wリーグ小田原大会	R7. 1. 25～26
小田原バレーボール協会	2024-25 V. LEAGUE MEN	R7. 2. 8～9

(3) スポーツを「ささえる」ために

市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成や各種スポーツ大会に対して助成をするとともに、スポーツ振興に貢献された方々等の表彰を行った。

ア スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、21 の競技団体、26 の地区団体、5 のレクリエーション団体に対し、競技力向上費、技術向上費、地区体育振興費及び組織活動促進費等の支援を行った。

イ スポーツ大会に対する助成事業

市民等を対象とした大会に助成した。

大 会 名	期 日	会場及び参加人数等
小田原少年柔道大会	R6. 9. 23	小田原スポーツ会館柔道場 105 人参加
第 55 回川東地区婦人バレーボール大会	R6. 11. 3	小田原アリーナ サブアリーナ 3 地区 4 チーム 110 人参加
第 50 回小田原城元旦マラソン大会	R7. 1. 1	小田原城址公園二の丸広場及び外周道路 184 人参加
第 60 回川東地区駅伝競走大会	R7. 1. 5	曾我みのり館周辺道路 10 地区 20 チーム 91 人参加

ウ スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団本部及び市内の各スポーツ少年団の健全育成のための事業活動を行うために助成及び指導育成を行うとともに本部事務支援を行った。

エ 指導者養成講習会の実施／オ スポーツ医科学講習会の実施

期 日	内 容	会 場
R7.2.1	加盟団体役員・スポーツ少年団指導者・保護者を対象として講習を行った。 ○内 容 「普通救命講習」 心肺蘇生の手順, AED 使用方法、効果確認 ○講 師 小田原市消防職員 ○参加者 12 人	小田原アリーナ 大会議室

カ 体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及びチームに対し、表彰を行った。

○期 日 令和7年1月10日（金）

○会 場 報徳二宮神社 報徳会館・天翔

○表彰の種類 ①特別感謝状 ②感謝状 ③功労者表彰 ④特別優秀選手 ⑤優秀選手(優秀団体)表彰

○受 賞 者 28人・5チーム

【特別感謝状】

No	推 薦 団 体	氏 名
1	(公財)小 田 原 市 体 育 協 会	故 原 義 明

【感謝状】

No	推 薦 団 体	氏 名
1	(公財)小 田 原 市 体 育 協 会	江 原 明 美
2	小 田 原 空 手 道 協 会	竹 内 清
3	小 田 原 弓 道 協 会	岡 田 謹 一
4	小 田 原 リ ズ ム 体 操 協 会	北 川 た つ え
5	東 富 水 体 育 振 興 会	種 岡 金 二 郎
6	幸 地 区 体 育 振 興 会	渡 辺 光 男

【功労者表彰】

No	推 薦 団 体	氏 名
1	小 田 原 市 陸 上 競 技 協 会	窪 田 一 雄
2	豊 川 体 育 協 会	今 野 や よ ひ
3	小 田 原 ソ フ ト ボ ー ル 協 会	古 谷 清
4	小 田 原 市 ス ポ ー ツ 少 年 団	神 保 哲 也

【特別優秀選手表彰】

No	氏 名	大 会 名	種 目・成 績	
1	鳥 居 陽 生	パリ 2024 パラリンピック競技大会	ゴールボール男子（視覚障害）	優勝
2	岡 奈々花	第 20 回 冬 季 デ フ リ ン ピ ッ ク 競 技 大 会 トルコ・エルズルム 2023	アルペンスノーボード パラレル大回転（女子）	第6位

【優秀選手(優秀団体)表彰】

No	氏 名	大 会 名	種 目・成 績	
1	青木 悠花	WSPC 世界高校チアリーディング選手権	総合	優勝
2	五味 陽日	第 78 回国民スポーツ大会	ソフトテニス 少年女子	第6位
3	ニヤムバヤル ドゥルグーン	第 108 回高等学校相撲金沢大会	個人決勝	第5位
4	高原 契斗	第 108 回高等学校相撲金沢大会	個人決勝	第5位
5	根上 航平	第 108 回高等学校相撲金沢大会	個人決勝	第5位
6	バトエルデン バドボルド	令和 5 年度全国高等学校相撲選抜大会	体重別個人 100 kg級	第5位
7	(学)新名学園 旭丘高等学校 男子ボウリング チーム	第 27 回全国高等学校ボウリング選手権大会・ 三重大会	春高ボウリング・ 男子団体戦	第6位
8	(学)新名学園 旭丘高等学校 女子ボウリング チーム	第 27 回全国高等学校ボウリング選手権大会・ 三重大会	春高ボウリング・ 女子団体戦	第4位
9	大垣 徹晃	第 45 回全日本マスターズ陸上競技選手権大会 2024 京都大会	M55 4×100m リレー	優勝
10	竹井 椰都	第 47 回全国 JOC ジュニアオリンピック夏季水泳競技大会	男子50m背泳ぎ 10歳以下	第 7 位
11	長谷川彩美	第 47 回全国 JOC ジュニアオリンピック夏季水泳競技大会	女子200m自由形 CS	第3位
12	亀山美紗希	第47回全国JOCジュニアオリンピック夏季水泳競技大会	女子200m個人メドレー10歳以下	第5位
13	宍野 友哉	第50回全日本パワーリフティング選手権大会	男子93kg級	優勝
14	北村 大芽	第32回全国小学生パドミントン選手権大会	男子シングルス 4 年生以下	ベスト8
15	(学)明德学園 相洋高等学校 陸上競技部 男子4×400m リレーチーム	令和6年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会 秩父宮賜杯第 76 回全国高等学校陸上競技対校 選手権大会	男子4×400m リレー	第2位
16	(学)明德学園 相洋高等学校 陸上競技部 女子4×400m リレーチーム	令和6年度全国高等学校総合体育大会陸上競技大会 秩父宮賜杯第 78 回全国高等学校陸上競技対校 選手権大会	女子4×400m リレー	優勝
17	安藤 雄哉	令和6年度全国高等学校総合体育大会テニス競技大会 第 81 回全国高等学校対抗テニス競技大会	団体戦	優勝
18	花王コスメ小田原 フェニックス	第 64 回全日本実業団女子ソフトボール選手権		優勝
19	佐藤 心結	第 46 回スタンレーレディスホンダゴルフトーナメント		優勝
20	神保 辰男	第 65 回茨城マスターズ陸上競技記録会	投てき五種M60 (日本新記録)	優勝

キ ニュースポーツ普及・促進事業

No	期 日	内 容	会 場
1	R6. 6. 16	国府津 15 区自治会 子どもレクリエーション大会 (地域の幼児から中学生までの子どもとその親にボッチャの普及・指導を行った) ○種 目 ボッチャ ○参加者 51 人 ○指導者 体育協会職員 2 人	国府津中学校体育館
2	R6. 7. 1	芦子ボランティア谷津地区 ニュースポーツ体験 (芦子地区の高齢者とスタッフにボッチャの普及・指導を行った) ○種 目 ボッチャ ○参加者 23 人 ○指導者 体育協会職員 2 人	谷津公民館
3	R6. 9. 17	三の丸小学校放課後子ども教室 ニュースポーツ体験 (放課後児童クラブの小学1～2年生にボッチャの普及・指導を行った) ○種 目 ボッチャ ○参加者 50 人 ○指導者 体育協会職員 2 人	三の丸小学校 ふれあいホール
4	R6. 10. 23	三の丸小学校 ニュースポーツ体験 (ニュースポーツの普及・指導を行った) ○種 目 スポーツ吹き矢、ディスクゲッター9、ラダーゲッター ○参加者 43 人 ○指導者 体育協会職員 2 人	三の丸小学校 ふれあいホール
5	R6. 11. 14	新玉小学校放課後子ども教室 ニュースポーツ体験 (会員にボッチャの普及・指導を行った) ○種 目 ボッチャ ○参加者 28 人 ○指導者 体育協会職員 2 人	新玉小学校体育館
6	R6. 11. 26	西栢山サロン ニュースポーツ体験 (会員にボッチャの普及・指導を行った) ○種 目 ボッチャ ○参加者 17 人 ○指導者 体育協会職員 1 人	西栢山公民館

ク スポーツボランティアの活用

大会運営に携わるボランティアを募集し、キッズマラソン大会・スポーツ&レクリエーションフェスティバル・尊徳マラソン大会の3大会に学生及び一般を合わせ、合計237名がスポーツボランティアとして活動した。

2 広報の拡充

本協会や加盟団体、各種スポーツ団体の活動状況及び各種スポーツ情報の収集をするとともに、市内で行われた全国大会等の情報を合わせ、情報誌、ホームページ及びSNSにより情報の提供を行った。

(1) 広報事業の展開

項 目	発行年月日	備 考
会 報 第 31 号	R6. 7. 1	ホームページに掲載
情報誌「スポーツおだわら」第 119 号	R6. 5. 1	○毎号 10,000 部印刷 ①回覧先 市内自治会に回覧 ②配布先 (公財) 小田原市体育協会加盟団体、 県下体育協会ほか
情報誌「スポーツおだわら」第 120 号	R6. 9. 1	
情報誌「スポーツおだわら」第 121 号	R6. 12. 1	
令和6年度スポーツ・レクリエーションカレンダー	R6. 6. 1	B3 サイズ 1,200 部印刷 加盟団体他に配布
体育協会ホームページによる情報提供	随時	体育協会の概要を掲載
タウン誌等メディアを使用した情報提供	随時	尊徳マラソン、キッズマラソンほか開催の周知等
S N S で の 情 報 発 信	随時	Facebook、X 等による情報発信

(2) 情報交換事業の展開

ア 事業推進委員会研修会

- ・理事、事業推進委員の情報交換を行った。

イ 新春スポーツ人の集い

- ・スポーツ関係者が一堂に会して新春を祝った。

期日：令和7年1月10日 会場：報徳二宮神社 報徳会館天翔（151人）

ウ 近隣体育・スポーツ協会との交流

- ・県西地域体育・スポーツ協会情報交換会を行った。

(3) 情報収集の実施

ア 国・県・市関連のスポーツ情報(障害者スポーツや健康スポーツ)の収集

- ・県スポーツ協会生涯スポーツ委員会地域ブロック会議に出席し、スポーツ情報の共有を行った。
- ・スポーツ庁主催の地域スポーツコミッションシンポジウム 2025 に参加し、情報収集を行った。

イ 他市町村、市内スポーツ団体、企業、学校におけるスポーツ活動の調査

- ・県西地域体育・スポーツ協会情報交換会を行い、情報共有を行った。
- ・神奈川県部活動地域移行連絡会や小田原市部活動の地域移行に向けた推進会議に出席し、各団体の活動状況など情報共有を行った。

ウ 教室・大会参加者アンケート調査

- ・教室参加者及び大会参加者等へアンケートを取り、参加者ニーズの調査を行った。

エ 民間スポーツ施設等の調査

- ・有明アーバンスポーツパークの視察を行った。

オ 新しいスポーツジャンルの調査研究

- ・テクノスポーツ (HADO) の体験視察を行った。
- ・e スポーツの体験視察を行った。

カ 現代スポーツニーズの調査研究

- ・地域スポーツコミッションシンポジウム 2025 に参加し、情報収集を行った。

3 財政基盤の確立

財政基盤を確立するため、安定した収入源として寄付金付自動販売機設置の促進と事業集客力を提供した協賛金の確保に努めた。

4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 小田原市が実施するスポーツイベントに対する協力を行った。
 - ・第24回城下町おだわらツーデーマーチに係る従事
○期 日 令和6年11月16日(土)、17日(日) ○会 場 小田原城址公園銅門広場
○内 容 景品係 ○従事者 延べ16人
- (2) 小田原市教育委員会に対する支援・協力を行った。
 - ・部活動の地域移行に向けた推進会議に参加
- (3) 東京オリンピック・パラリンピックレガシー事業の開催
 - ・未来のアスリートアカデミー&おだわら・あしがらグルメマルシェを開催した。
- (4) コーディネート事業の実施
 - ・大会誘致の団体へ助成金を交付した。
 - ・大会会場にのぼり旗を設置することで歓迎ムードを演出した。
 - ・Wリーグの招待チケット申込みを受付け、抽選により市民招待を行った。
 - ・商工会議所・観光協会・体育協会のHPをリンクさせ、市で行われるスポーツ大会等の情報共有と発信を行った。
- (5) 子供の体力向上の研究
- (6) 成人スポーツ実施率向上の研究
- (7) 障がい者スポーツの支援
 - ・HP、SNS、広報誌によるパラリンピック出場選手の紹介及び結果掲載
 - ・小田原市障がい福祉課パラスポーツイベントの広報協力
- (8) 小田原スポーツ史の充実
- (9) 市内スポーツ団体の調査・研究
 - ・市内スポーツ団体懇談会による情報交換の開催
- (10) 体育協会体制に関する調査・研究

《参 考》

- 1 賛助会費（127 件 1,880,000 円）
- 2 令和 6 年度 地区健民祭・体育祭等実施状況（24 地区実施 1 地区中止 1 地区予定なし）

No.	地 区 団 体 名	期 日	会 場
1	前 羽 体 育 振 興 会	5 月 1 9 日	前 羽 小 学 校
2	上 府 中 体 育 協 会	9 月 1 5 日	千 代 小 学 校
3	緑 地 区 体 育 振 興 会	9 月 2 9 日	城 山 中 学 校
4	芦 子 地 区 体 育 振 興 会	9 月 2 9 日	芦 子 小 学 校
5	国 府 津 体 育 振 興 会	9 月 2 9 日	国 府 津 小 学 校
6	新 玉 地 区 体 育 協 会	1 0 月 6 日	新 玉 小 学 校
7	早 川 体 育 振 興 会	1 0 月 6 日	早 川 小 学 校
8	富 士 見 体 育 振 興 会	1 0 月 6 日	富 士 見 小 学 校
9	富 水 体 育 振 興 会	1 0 月 6 日	泉 中 学 校
1 0	下 府 中 体 育 振 興 会	1 0 月 6 日	下 府 中 小 学 校
1 1	幸 地 区 体 育 振 興 会	1 0 月 1 3 日	三 の 丸 小 学 校
1 2	下 曾 我 体 育 協 会	1 0 月 1 3 日	下 曾 我 小 学 校
1 3	酒 匂 体 育 協 会	1 0 月 1 3 日	酒 匂 小 学 校
1 4	曾 我 体 育 振 興 会	1 0 月 1 3 日	曾 我 小 学 校
1 5	片 浦 体 育 振 興 会	1 0 月 1 9 日	片 浦 小 学 校
1 6	十 字 地 区 体 育 振 興 会	1 0 月 2 0 日	三 の 丸 小 学 校
1 7	万 年 体 育 振 興 会	1 0 月 2 0 日	新 玉 小 学 校
1 8	久 野 体 育 振 興 会	1 0 月 2 0 日	久 野 小 学 校
1 9	足 柄 体 育 振 興 会	1 0 月 2 7 日	町 田 小 学 校
2 0	二 川 体 育 協 会	1 0 月 2 7 日	足 柄 小 学 校
2 1	橘 北 体 育 振 興 会	1 0 月 2 7 日	下 中 小 学 校
2 2	豊 川 体 育 協 会	1 0 月 2 7 日	豊 川 小 学 校
2 3	桜 井 体 育 振 興 会	1 1 月 1 0 日	城 北 中 学 校
2 4	山 王 網 一 色 体 育 振 興 会	1 1 月 1 0 日	山 王 小 学 校
2 5	東 富 水 体 育 振 興 会	中 止	東 富 水 小 学 校
2 6	大 窪 体 育 振 興 会	予 定 な し	—

5 会 議

(1) 正副会長会議

期 日	内 容	場 所
R6. 11. 19	第1回正副会長会議 1. スポーツ団体懇親会について 2. 地区委員会について	小田原アリーナ 事務室会議室
R6. 12. 9	第2回正副会長会議 1. スポーツ団体懇親会総括 2. 健民祭について総括	小田原アリーナ 事務室会議室
R7. 1. 30	第3回正副会長会議 1. 令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）	小田原アリーナ 事務室会議室

(2) 理事会

期 日	内 容	場 所
R6. 5. 28	第1回理事会 1. 令和5年度年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について 2. 令和5年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について 3. 令和6年度定時評議員会の招集について	小田原アリーナ 大会議室
R6. 6. 20	第2回理事会 1. 公益財団法人小田原市体育協会会長、副会長及び専務理事の選定について 2. 事業推進委員会(総務・財務・広報)委員の推薦について 3. 事業実施委員会派遣理事の推薦について	小田原アリーナ 大会議室
R7. 3. 4	第3回理事会 1. 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画について 2. 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算について 3. 常勤役員の報酬について 4. 職員給与規程の一部改正について 5. 令和6年度第2回評議員会の招集について	小田原アリーナ 大会議室

(3) 評議員会

期 日	内 容	場 所
R6. 6. 13	定時評議員会 1. 令和5年度公益財団法人小田原市体育協会事業報告について 2. 令和5年度公益財団法人小田原市体育協会収支決算について 3. 公益財団法人小田原市体育協会理事及び監事の選任について	小田原アリーナ 大会議室
R7. 3. 19	第2回評議員会 1. 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画の承認について 2. 令和7年度公益財団法人小田原市体育協会収支予算の承認について	小田原アリーナ 大会議室

(4) 監査

期 日	内 容	場 所
R6. 5. 17	1. 令和5年度事業及び収支決算について 2. 帳簿の確認について	小田原アリーナ 小会議室

(5) 総務委員会

期 日	内 容	場 所
R6. 5. 14	第1回総務委員会 1. 令和5年度事業報告について 2. 令和5年度収支決算について 3. 各大会実行委員長の選出について 4. 事業推進委員会委員の候補者について	小田原アリーナ 小会議室
R6. 6. 27	第2回総務委員会 1. 正副委員長の選出について 2. 役員研修について	小田原アリーナ 小会議室
R6. 9. 30	第3回総務委員会 1. 小田原市スポーツ推進審議会委員の推薦について 2. 令和7年新春スポーツ人の集いについて 3. 令和6年度体育功労者等表彰事業について 4. 未来のアスリートアカデミー事業について 5. 箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジについて	小田原アリーナ 小会議室
R6. 12. 17	第4回総務委員会 1. 令和7年新春スポーツ人の集いについて 2. 令和6年度体育功労者等表彰事業について 3. 令和7年度市民総体について 4. 職員給与規程の改定について	ラ・パルレールド
R7. 2. 17	第5回総務委員会 1. 令和7年度事業計画(案)について 2. 令和7年度収支予算(案)について 3. 常勤役員の報酬について 4. 職員給与規程の一部改正について	小田原アリーナ 小会議室

(6) 財務委員会

期 日	内 容	場 所
R6. 6. 27	第1回財務委員会 1. 正副委員長の互選について 2. 基本財産の運用について 3. 賛助会費について 4. 寄付金付き自動販売機について	小田原アリーナ 大会議室

(7) 広報委員会

期 日	内 容	場 所
R6. 4. 3	第1回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第119号の再校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R6. 6. 27	第2回広報委員会 1. 正副委員長の互選について 2. 情報誌「スポーツおだわら」第119号の結果について 3. 情報誌「スポーツおだわら」120号の発行について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R6. 7. 29	第3回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第120号の再校会議	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R6. 10. 23	第4回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第120号の結果について 2. 情報誌「スポーツおだわら」第121号の発行について	小田原アリーナ 事務室奥会議室
R6. 11. 28	第5回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第121号の結果について 2. 令和7年度 広報委員活動予定	そば茶屋 正庵
R7. 3. 26	第6回広報委員会 1. 情報誌「スポーツおだわら」第122号の再校会議 2. 令和7年度 広報委員活動予定	そば茶屋 正庵

(8) 事務連絡者会議

期 日	内 容	場 所
R6. 4. 11	事務連絡者会議 1. 令和6年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画について 2. 賛助会員について 3. 組織活動促進費等助成金について 4. 公益財団法人小田原市体育協会からの事務連絡方法などについて 5. 寄付金自動販売機の設置について 6. 借用書、名義後援承認申請書等の様式について 7. 事務局職員事務分担について 8. 全国大会等誘致支援事業について	小田原アリーナ 研修室

(9) 表彰選考委員会

期 日	内 容	場 所
R6. 11. 26	表彰選考委員会 1. 委員長の選出について 2. 被表彰者の選考及び表彰状・記念品について	小田原アリーナ 小会議室

(10) スポーツ団体懇談会

期 日	内 容	場 所
R6. 11. 29	スポーツ団体懇談会 1. 情報交換	小田原アリーナ 大会議室

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

公益財団法人小田原市体育協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	138,737	86,186	52,551
基本財産受取利息	138,737	86,186	52,551
特定資産運用益	165	165	0
特定資産受取利息	165	165	0
受取会費	2,920,000	2,860,000	60,000
加盟団体受取会費	1,040,000	1,040,000	0
賛助会員受取会費	1,880,000	1,820,000	60,000
事業収益	24,324,500	20,999,500	3,325,000
スポーツ教室事業収益	2,026,000	2,046,500	△ 20,500
スポーツ大会事業収益	18,092,500	15,061,000	3,031,500
広告料事業収益	2,999,000	2,719,000	280,000
情報収集提供事業収益	1,207,000	1,173,000	34,000
受取補助金等	69,411,000	67,234,000	2,177,000
小田原市補助金	68,787,000	66,701,000	2,086,000
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0
スポーツ振興くじ助成金	604,000	513,000	91,000
受取寄付金	1,048,562	1,380,592	△ 332,030
一般寄付金	1,048,562	1,380,592	△ 332,030
雑収益	187,035	179,847	7,188
雑収益	187,035	179,847	7,188
経常収益計	98,029,999	92,740,290	5,289,709
(2) 経常費用			
事業費	86,219,380	82,344,714	3,874,666
役員報酬	4,292,843	4,292,843	0
役給	35,364,652	33,913,048	1,451,604
福利厚生費	7,089,941	7,149,919	△ 59,978
退職給付費用	140	140	0
臨時雇賃金	1,813,571	1,659,248	154,323
旅会通費	96,160	98,030	△ 1,870
通信運搬費	35,295	0	35,295
什器備品減価償却費	1,044,190	1,093,580	△ 49,390
消耗品費	426,685	467,826	△ 41,141
修繕費	12,118,851	11,599,608	519,243
印刷費	74,293	95,880	△ 21,587
燃賃保諸委租支光役管	3,410,151	3,217,388	192,763
燃料賃保諸委租支光役管	110,605	112,543	△ 1,938
賃保諸委租支光役管	2,227,651	2,428,486	△ 200,835
賃保諸委租支光役管	899,867	880,273	19,594
賃保諸委租支光役管	3,173,450	3,136,150	37,300
賃保諸委租支光役管	7,479,736	5,836,155	1,643,581
賃保諸委租支光役管	13,100	17,109	△ 4,009
賃保諸委租支光役管	6,282,000	6,117,400	164,600
賃保諸委租支光役管	47,123	40,694	6,429
賃保諸委租支光役管	219,076	188,394	30,682
賃保諸委租支光役管	9,939,829	9,590,294	349,535
賃保諸委租支光役管	757,561	757,561	0
賃保諸委租支光役管	6,240,820	5,984,656	256,164
賃保諸委租支光役管	1,251,167	1,261,750	△ 10,583
賃保諸委租支光役管	25	25	0
賃保諸委租支光役管	320,042	292,809	27,233
賃保諸委租支光役管	15,995	16,325	△ 330

科 目							当年度	前年度	増 減
会		議				費	34,674	54,560	△ 19,886
渉		外				費	213,000	82,500	130,500
通	信	運	搬			費	150,883	165,472	△ 14,589
什	器	減	価			費	75,299	82,558	△ 7,259
消	備		品			費	204,198	173,138	31,060
修	耗	繕				費	8,141	16,920	△ 8,779
印	刷	製	本			費	92,174	118,385	△ 26,211
燃		料				費	19,519	19,860	△ 341
賃		借				料	243,201	309,509	△ 66,308
保		險				料	17,995	17,996	△ 1
諸		謝				金	80,850	80,850	0
委		託				費	95,040	0	95,040
支	払	負	担			金	43,500	43,500	0
租	税	公	料			課	16,300	2,180	14,120
光	熱	水				費	8,314	7,181	1,133
役		務				費	51,131	102,559	△ 51,428
經常費用計							96,159,209	91,935,008	4,224,201
評価損益等調整前当期經常増減額							1,870,790	805,282	1,065,508
評価損益等計							0	0	0
当期經常増減額							1,870,790	805,282	1,065,508
2. 經常外増減の部									
(1) 經常外収益									
經常外収益計							0	0	0
(2) 經常外費用									
固定資産売却損							0	74,984	△ 74,984
電話加入権除却損							0	74,984	△ 74,984
固定資産除却損							0	0	0
經常外費用計							0	74,984	△ 74,984
当期經常外増減額							0	△ 74,984	74,984
当期一般正味財産増減額							1,870,790	730,298	1,140,492
一般正味財産期首残高							15,363,028	14,632,730	730,298
一般正味財産期末残高							17,233,818	15,363,028	1,870,790
II 指定正味財産増減の部									
基本財産運用益							138,737	86,186	52,551
基本財産受取利息							138,737	86,186	52,551
一般正味財産への振替額							△ 138,737	△ 86,186	△ 52,551
一般正味財産への振替額							△ 138,737	△ 86,186	△ 52,551
当期指定正味財産増減額							0	0	0
指定正味財産期首残高							100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高							100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高							117,233,818	115,363,028	1,870,790

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

公益財団法人小田原市体育協会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	19,142,760	17,856,663	1,286,097
流動資産合計	19,142,760	17,856,663	1,286,097
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	60,000,000	50,000,000	10,000,000
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
決済用預金	30,000,000	40,000,000	△ 10,000,000
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当普通預金	6,189,016	6,189,016	0
退職給付引当定期預金	8,269,301	8,269,136	165
特定資産合計	14,458,317	14,458,152	165
(3) その他固定資産			
車両運搬具	1	1	0
什器備品	481,809	983,793	△ 501,984
その他固定資産合計	481,810	983,794	△ 501,984
固定資産合計	114,940,127	115,441,946	△ 501,819
資産合計	134,082,887	133,298,609	784,278
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,078,408	1,573,247	△ 494,839
預り金	1,312,344	1,904,182	△ 591,838
流動負債合計	2,390,752	3,477,429	△ 1,086,677
2. 固定負債			
退職給付引当金	14,458,317	14,458,152	165
固定負債合計	14,458,317	14,458,152	165
負債合計	16,849,069	17,935,581	△ 1,086,512
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受入定期預金ほか	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	100,000,000	100,000,000	0
2. 一般正味財産	17,233,818	15,363,028	1,870,790
正味財産合計	117,233,818	115,363,028	1,870,790
負債及び正味財産合計	134,082,887	133,298,609	784,278

令和6年度小田原市スポーツ少年団事業報告書

(1) 種目別交流大会

大会名	期日	会場・内容
第44回軟式野球交流大会	令和6年4月6日 4月7日 4月13日 4月14日	○会場 酒匂川スポーツ広場 ○参加 4チーム ○結果 優勝 鴨宮コンドルズ 準優勝 足柄ホープ 敢闘賞 小田原ベアーズ 敢闘賞 小田原フレンドリークラブ
第37回ソフトボール交流大会	令和6年8月24日 8月25日	○会場 酒匂川スポーツ広場 ○参加 6チーム ○結果 優勝 酒匂ブルーウェーブ 準優勝 報徳ブレーブス 3位 富水ジャガーズ 3位 豊川ソフト
第44回バレーボール交流大会	令和6年9月1日	○会場 小田原アリーナ メインアリーナ ○参加 6年生の部6チーム、5年生以下の部7チーム ○結果 6年生の部 優勝 富水スカイアタッカーズA 準優勝 矢作スカイブルーA 3位 下中スピリッツ 5年生以下の部 優勝 矢作スカイブルーB 準優勝 富水スカイアタッカーズB 3位 富士見バンビーナB
令和6年度ミニバスケットボール交流大会	令和6年9月28日	○会場 小田原アリーナ メインアリーナ ○参加 16チーム ○結果 男子 1位 東富水ミニバス 2位 鴨宮ミニバス 3位 大井ミニバス 女子 1位 町田ミニバス 2位 足柄ミニバス 3位 大窪ミニバス

(2) 大会・研修会

名称	期日	備考
指導者研修会	令和6年7月13日	○会場 小田原アリーナ・研修室 ○参加 指導者・母集団35名 ○内容 『スポーツ障害の予防と対応』 ○講師 長谷川 賢宏氏
第42回スポーツフェスティバル	令和6年11月24日	○会場 小田原アリーナ・メインアリーナ ○参加 団員213名、指導者・母集団171名 ○種目 綱引き、各団対抗リレーほか
令和6年度スポーツ研修会	令和7年2月16日	○会場 小田原アリーナ・メインアリーナ ○参加 団員107名 ○内容 運動適性テスト

令和7年度公益財団法人小田原市体育協会事業計画書

＝目 的＝

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であることを謳うスポーツ基本法に則り、スポーツ振興及び広報の拡充並びに財政基盤の確立を3本の柱として、公益法人としての健全な運営を行いながら、スポーツを通じて地域コミュニティの充実した元気で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

1 地域市民スポーツの振興

スポーツを「する」「みる」「ささえる」の3点から地域市民スポーツの振興を図る。

(1) スポーツを「する」ために

スポーツを体験する機会を提供するために市民等を対象としたスポーツ教室やスポーツ大会等を実施する。

ア スポーツ教室の開催（9教室・12コース）

教室名及びコース名			実施時期	回数	場 所	対象者
1	小学生陸上競技教室		4～2 月	12 回	城山陸上競技場	小学 3～6 年生
2	ランニング教室		5 月	1 回	小田原アリーナ周辺	小学 3～6 年生
3	ミニバス教室	春	5～6 月	8 回	小田原アリーナ・メイン	小学 4～6 年生
		秋	9～10 月	8 回	小田原アリーナ・メイン	小学 4～6 年生
4	シェイプアップ トレーニング教室	春	5～6 月	8 回	小田原アリーナ・サブ他	18 歳以上の女性（高校生除く）
		秋	9～10 月	8 回	小田原アリーナ・サブ他	18 歳以上の女性（高校生除く）
5	弓道教室		5～6 月	7 回	城内弓道場	18 歳以上(高校生除く)
6	テニス教室		7～8 月	7 回	小田原テニスガーデン	小学4～中学3年生・16 歳以上の女性
7	ドッジボール教室	前期	7 月	3 回	小田原アリーナ・メイン他	小学 1～6 年生
		後期	8 月	3 回	小田原アリーナ・サブ	小学 1～6 年生
8	そとあそび教室		9 月	5 回	城山陸上競技場	4 歳以上未就学児
9	卓球教室		10～11 月	5 回	小田原アリーナ・メイン	小学生以上

イ 各種競技会等の開催(11事業)

大会名		実施時期	場 所	対 象 者
1	第17回おだわらキッズマラソン大会	6月15日(日)	小田原アリーナ周辺	3歳～小学6年生と親
2	第77回小田原市民総合体育大会	7月11日(金) ～27日(日)4日間	小田原市内各会場	小田原市民等
3	第18回小田原市ドッジボール大会	8月1日(金)	小田原アリーナ	小学生
4	お出かけスポーツ	8月2日(土)	静岡県富士川	一般
5	スポーツキャンプ in 日体大	8月(1泊2日)	東京世田谷キャンパス	小学生
6	第16回おだわらスポーツ& レクリエーションフェスティバル	9月21日(日)	小田原アリーナ	年齢制限なし
7	未来のアスリートアカデミー	11月9日(日)	小田原アリーナ	小中学生
8	第19回おだわら駅伝競走大会	1月18日(日)	小田原市内	26地区・事業所・一般
9	第80回かながわ駅伝競走大会	2月8日(日)	丹沢湖周辺	小田原代表選手
10	箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	2月中旬	箱根駅伝5区コース	中学生以上
11	第39回小田原尊徳マラソン大会	3月8日(日)	小田原アリーナ周辺	高校生以上

(2) スポーツを「みる」ために

各種目のプロリーグ・大会の小田原市開催により、市民がスポーツ観戦を楽しめる機会を提供するため、各種目のプロリーグ・大会の誘致に助成を行うとともに、開催への協力を行い、「みる」スポーツを充実させる。

ア 全国大会誘致支援事業

プロリーグや全国大会等を誘致した団体へ合宿等誘致活動促進助成金を助成する。

イ 広報事業

市内で行われるスポーツ興行及び全国大会、関東大会等大規模な大会の情報発信を行う。

(3) スポーツを「ささえる」ために

市民スポーツの振興をささえるため、加盟団体及び小田原市スポーツ少年団等の運営及び活動の支援・助成や各種スポーツ大会に対して助成をするとともに、加盟団体等の指導者の資質向上を目的に講習会を実施するほか、スポーツ振興に貢献された方々等を表彰する。

また、学生を含めた一般ボランティアを活用し、ささえるスポーツの提供を併せ充実させる。

ア スポーツ団体に対する支援事業

スポーツ振興を図るため、加盟団体に対し競技力・技術向上及び組織活動促進等の支援を行う。

イ スポーツ大会に対する助成事業

市民等を対象とした大会に対し助成する。

ウ スポーツ少年団に対する助成及び育成事業

小田原市スポーツ少年団及び市内各スポーツ少年団への助成及び指導育成を行う。

エ 指導者養成講習会の実施

オ スポーツ医科学講習会の実施

カ 体育功労者等に対する表彰事業

スポーツ振興に貢献した個人及び団体、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた選手及び

チームを表彰する。

キ ニューススポーツ普及・促進事業

ク スポーツボランティアの活用

2 広報の拡充

本協会や加盟団体、各種スポーツ団体の活動状況及び各種スポーツ情報の収集をするとともに、ソーシャルメディアを活用し、制限のない情報発信を通じて、スポーツ情報の提供を図る。

また、役員を対象とした研修や加盟団体等の相互の情報交換などから、現状のスポーツ環境の情報共有を図る。

(1) 広報事業の展開

ア 情報誌「スポーツおだわら」の発行（年3回）

イ スポーツ・レクリエーションカレンダーの発行（年1回）

ウ ホームページ・SNSでの情報発信

(2) 情報交換事業の展開

ア 事業推進委員会研修会

イ 新春スポーツ人の集い（令和8年1月9日（金））

ウ 近隣体育・スポーツ協会との情報交換

(3) 情報収集の実施

ア 国・県・市関連のスポーツ情報（障がい者スポーツや健康スポーツ）の収集

イ 他市町村、市内スポーツ団体、企業、学校におけるスポーツ活動の調査

ウ 教室・大会参加者アンケート調査

エ 民間スポーツ施設等の調査

オ 新しいスポーツジャンルの調査研究

3 財政基盤の確立

法人としての財政基盤を確立するため、収益の継続的な確保に努める。

(1) 寄付金付自動販売機の設置

(2) 協賛金等の確保

4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 小田原市が実施するスポーツイベントに対する調査・協力を行う。

(2) 小田原市教育委員会に対する支援・協力を行う。

(3) 子供の体力向上の研究

(4) 成人スポーツ実施率向上の研究

(5) 障がい者スポーツの支援

(6) 小田原スポーツ史の充実

(7) 市内スポーツ団体の調査・研究

(8) 他団体とのスポーツ情報共有によるスポーツ振興

(9) 創立80周年（令和8年度）にむけた企画・立案準備

正味財産増減予算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去
		公1 市民スポーツ振興事業	他1 加盟団体等助成・交流事業		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	178,000	178,000	0	0	
基本財産受取利息	178,000	178,000	0	0	
特定資産運用益	1,000	1,000	0	0	
特定資産受取利息	1,000	1,000	0	0	
受取会費	2,790,000	1,395,000	1,395,000	0	
加盟団体受取会費	1,040,000	520,000	520,000	0	
賛助会員受取会費	1,750,000	875,000	875,000	0	
事業収益	23,169,000	19,639,000	3,530,000	0	
スポーツ教室事業収益	2,300,000	2,300,000	0	0	
スポーツ大会事業収益	17,339,000	17,339,000	0	0	
情報収集提供事業収益	1,190,000	0	1,190,000	0	
広告料事業収益	2,340,000	0	2,340,000	0	
受取補助金等	72,173,000	55,212,800	7,605,300	9,354,900	
小田原市補助金	71,511,000	54,550,800	7,605,300	9,354,900	
神奈川県スポーツ協会補助金	20,000	20,000	0	0	
スポーツ振興くじ助成金	642,000	642,000	0	0	
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	0	0	
受取寄付金	1,000,000	1,000,000	0	0	
雑収益	230,000	0	0	230,000	
雑収益	230,000	0	0	230,000	
経常収益計	99,541,000	77,425,800	12,530,300	9,584,900	
(2) 経常費用					
事業費(法人会計は管理費)	99,541,000	79,629,792	9,559,737	10,351,471	
役員報酬	5,336,000	4,268,800	266,800	800,400	
給料手当	41,258,000	33,006,400	2,062,900	6,188,700	
福利厚生費	8,628,000	6,902,400	431,400	1,294,200	
臨時雇賃金	2,357,000	1,885,600	117,850	353,550	
旅費交通費	144,000	118,000	6,500	19,500	
会議費	100,000	0	0	100,000	
渉外費	203,000	0	0	203,000	
通信運搬費	1,399,000	1,230,800	42,050	126,150	
消耗品費	12,879,000	11,419,000	1,385,000	75,000	
修繕費	165,000	132,000	8,250	24,750	
印刷製本費	3,188,000	2,526,400	550,150	111,450	
燃料費	162,000	129,600	8,100	24,300	
賃借料	2,977,000	2,600,872	52,242	323,886	
保険料	1,502,000	1,472,000	7,500	22,500	
諸謝金	3,740,000	3,632,000	27,000	81,000	
支払負担金	41,000			41,000	
委託費	8,221,000	8,101,000	30,000	90,000	
租税公課	395,000	23,640	915	370,445	
支払助成金	6,454,000	1,897,000	4,557,000	0	
光熱水費	24,000	0	0	24,000	
役務費	368,000	284,280	6,080	77,640	
経常費用計	99,541,000	79,629,792	9,559,737	10,351,471	
評価損益等調整前当期経常増減額					
評価損益等計					
当期経常増減額	0	△ 2,203,992	2,970,563	△ 766,571	
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	△ 2,203,992	2,970,563	△ 766,571	
他会計振替額	0	930,523	△ 930,523	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 1,273,469	2,040,040	△ 766,571	

資 料

- ・令和7年度公益財団法人小田原市体育協会関係名簿
- ・令和6年度賛助会員ご芳名名簿
- ・令和7年度おだわらスポーツ・レクリエーションカレンダー
- ・小田原市にある主なスポーツ施設

公益財団法人小田原市体育協会役員・評議員・事業推進委員・スポーツ少年団

■役員

職名	氏名
会 長	江島 紘
副 会 長	高橋 正則
〃	井上 孝男
専務理事	豊田 善之
理 事	安藤 恵
〃	井原 義雄
〃	岩崎 良春
〃	宇佐美 充之
〃	大木 勝雄
〃	小野澤 達也
〃	設楽 正義
〃	鈴木 悌介
〃	高橋 幸男
〃	田代 澄夫
〃	角田 真美
〃	中村 哲夫
〃	野田 ひろみ
〃	三宅 愛
〃	宮坂 宗篤
〃	吉澤 元克
監 事	石川 和子
〃	佐藤 貴行

■小田原市スポーツ少年団本部役員

職 名	氏名
本 部 長	剣持 栄
副本部長	佐藤 信之 亀井 宏明
常任委員	飯田 麻美 遠藤 義一
〃	奥川 誠二 加来 義章
〃	梶 敏郎 神野 守
〃	関野 舞 堀 吉晴
〃	望月 亮太 矢ヶ村 和明
〃	渡邊 貴博
監 事	下田 知世 堀 真弓

■評議員

職名	氏名
評 議 員	廣川 明
〃	落合 誠
〃	西澤 浩之
〃	濱田 泰男
〃	堀 賢一郎
〃	山口 正伸
〃	三橋 博
〃	山崎 正裕
〃	北田 明
〃	小澤 哲明
〃	古谷 浩
〃	佐々木 隆之
〃	池田 彩乃

■事業推進委員会委員

	職名	氏名
総務委員会	委 員 長	林 富士夫
	副委員長	野田 ひろみ
	委 員	大川 ゆり
	〃	岡辺 直樹
	〃	嵯峨 雄一郎
	〃	杉山 公彦
	〃	戸谷 行孝
	〃	穂谷野 晃
	〃	松本 健一
財務委員会	委 員 長	内山 健治
	副委員長	佐々木 隆之
	委 員	菊池 隆介
	〃	佐藤 貴行
広報委員会	委 員 長	田口 和夫
	副委員長	吉田 和枝
	委 員	安藤 恵
	〃	穂田 高範
	〃	湯川 利之

加盟団体一覧（加盟団体長・事務連絡者・事業実施委員会委員）

◎：事業実施委員会委員長 ○：副委員長

団 体 名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員	
小 田 原 野 球 協 会	廣 川 明	青 木 豊	競 技 委 員 会	青 木 豊
小 田 原 卓 球 協 会	内 田 彰	熊 谷 正俊		熊 谷 正俊
小 田 原 市 陸 上 競 技 協 会	江 島 紘	戸 谷 行孝		◎大竹 幸子
小 田 原 ソフトテニス協会	濱 田 泰男	米 川 和幸		○葛西 耕平
小 田 原 バレーボール協会	岡 辺 直樹	澤 地 友貴		堀 賢一郎
小 田 原 柔 道 協 会	山 口 正伸	米 山 豊		岡 本 晴男
小 田 原 弓 道 協 会	山 崎 孝男	齊 藤 千春		古 財 光明
小 田 原 剣 道 連 盟	田 口 哲朗	久 保 田 剛		尾 方 洋樹
小 田 原 バスケットボール協会	高 久 明美	小 堀 誠		小 堀 誠
小 田 原 サ ッ カ ー 協 会	井 原 義雄	鍵 和 田 巧		杉 山 一彦
小 田 原 ソフトボール協会	小 澤 良央	設 楽 正義		田 代 政治
小 田 原 バドミントン協会	石 川 和子	中 村 哲夫		西 村 まり子
小 田 原 ス キ ー 協 会	木 村 徳善	杉 崎 和男		杉 崎 和男
小 田 原 空 手 道 協 会	田 中 總一郎	鈴 木 勝		高 橋 義孝
小 田 原 テ ニ ス 協 会	岩 本 良則	内 田 明男		内 田 明男
小 田 原 少 林 寺 拳 法 協 会	小 澤 良央	室 伏 江利子		山 口 直樹
小 田 原 市 ゴ ル フ 協 会	大 野 眞一	相 澤 功		佐 須 保之
小 田 原 地 区 空 手 道 連 盟	山 田 繁樹	細 川 順一		齊 籐 直人
小 田 原 市 ボウリング協会	栢 沼 一郎	栢 沼 一郎		栢 沼 一郎
小 田 原 サ ー フ ィ ン 協 会	小 林 正人	永 田 康浩		柴 田 淳次
小 田 原 市 ラグビーフットボール協会	高 橋 敦朗	土 谷 隆之		大 川 裕
理 事 会 推 薦 ・ 理 事	－	－		井 原 義雄
緑 地 区 体 育 振 興 会	小 林 俊充	竹 縄 謙史	地 区 委 員 会	竹 縄 謙史
新 玉 地 区 体 育 協 会	川 口 幸男	川 口 幸男		波 多 野 孝一
万 年 体 育 振 興 会	松 本 健一	松 本 健一		亀 井 洋
幸 地 区 体 育 振 興 会	田 中 優	三 橋 博		加 藤 秀一
十 字 地 区 体 育 振 興 会	本 多 誠一	中 村 忠和		杉 山 実
足 柄 体 育 振 興 会	馬 越 寛次	馬 越 寛次		寺 澤 誠

◎：事業実施委員会委員長 ○：副委員長

団 体 名	加盟団体長	事務連絡者	事業実施委員会委員	
芦 子 地 区 体 育 振 興 会	村 田 真一	府 川 元久	地 区 委 員 会	岡 崎 克人
二 川 体 育 協 会	石 川 和子	原 邦典		北 田 明
東 富 水 体 育 振 興 会	田 代 澄夫	石 井 啓隆		種 岡 金二郎
富 水 体 育 振 興 会	國 原 正光	國 原 正光		國 原 正光
久 野 体 育 振 興 会	古 市 功	名 取 清文		古 市 功
大 窪 体 育 振 興 会	佐 野 利美	秋 山 雅光		鈴 木 淳
早 川 体 育 振 興 会	青 木 孝公	鈴 木 滋久		青 木 孝公
山 王 網 一 色 体 育 振 興 会	吉 澤 元克	石 黒 純司		石 黒 純司
下 府 中 体 育 振 興 会	川 本 裕之	川 本 裕之		田 中 裕之
富 士 見 体 育 振 興 会	飯 山 三郎	飯 山 三郎		吉 澤 利郎
桜 井 体 育 振 興 会	小 澤 哲明	田 口 和夫		◎杉山 光孝
豊 川 体 育 協 会	奥 津 洋一	設 楽 正義		○栢沼 熟
上 府 中 体 育 協 会	石 橋 淳一	石 橋 淳一		渡 部 誠洋
下 曾 我 体 育 協 会	内 山 健治	神 保 泰夫		長 谷 川 博一
国 府 津 体 育 振 興 会	古 谷 浩	古 谷 浩		高 田 保一
酒 匂 体 育 協 会	佐 々 木 隆之	佐 々 木 隆之		天 野 三郎
片 浦 体 育 振 興 会	西 山 穂高	米 山 健司		西 山 穂高
曾 我 体 育 振 興 会	高 橋 幸男	高 橋 幸男		杉 崎 純子
前 羽 体 育 振 興 会	石 塚 和弘	安 達 克彦		石 塚 茂
下 中 体 育 振 興 会	椎 野 英茂	椎 野 英茂		椎 野 英茂
理 事 会 推 薦 ・ 理 事	—	—		吉 澤 元克
小 田 原 市 イ ン デ ィ ア カ 協 会	宇 佐 美 充之	宇 佐 美 充之	レ ク リ エ ー シ ョ ン 委 員 会	◎中村 敏
小 田 原 ペ タ ン ク 協 会	芦 川 晋也	大 曾 根 雅秀		○大曾根 雅秀
小 田 原 リ ズ ム 体 操 協 会	小 澤 純子	大 井 久美子		井 上 妃登美
小 田 原 市 ス ポ ー ツ チ ャ ン バ ラ 協 会	池 田 彩乃	中 山 俊介		中 山 俊介
小 田 原 市 グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 協 会	栗 木 良和	設 楽 正義		田 口 和夫
理 事 会 推 薦 ・ 理 事	—	—		宇 佐 美 充之

令和6年度 賛助会員ご芳名名簿

敬称略・50音順

個人会員

氏名		
高橋 卓保	濱田 紫乃	米川 美智子
中村 哲夫	府川 元久	

団体会員

企業・団体名	住所	企業・団体名	住所
(株) アイエンス	秦野市落合361-2	城下町スポーツクラブ	小田原市寿町4-23-26
相原興業(株)	小田原市扇町4-7-30	(有) 信栄自動車	小田原市西大友261-1
秋山会計事務所	小田原市城山3-24-5	新鮮館 おだわら	小田原市西大友130-3
(有) 網一色共同活版	小田原市東町4-1-12	(株) 鈴廣蒲鉾	小田原市風祭245
(有) 石橋印刷	小田原市中新田9-3	(株) 精巧舎	小田原市中町2-16-20
(株) 伊藤園小田原支店	小田原市成田30-1	西濃運輸(株) 小田原支店	小田原市西大友122-2
イトウスポーツ	小田原市南鴨宮3-23-2	税理士法人けやき	小田原市荻窪288-9
(株) 稲妻屋	小田原市寿町2-5-20	(公財) 積善会 曾我病院	小田原市曾我岸148
(有) 内山酒店	小田原市曾我谷津621-3	曾我地区自治会連合会	小田原市鬼柳600-74 自治会連合会長 新鹿 勲
永耕園	小田原市曾我岸148	そば茶屋正庵	小田原市本町1-9-29
(株) ANコーポレーション	小田原市栄町2-11-9	泰東興業(株)	小田原市荻窪166
SMBC日興証券(株) 小田原支店	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原5階	ダイドービレッジサービス(株) 小田原営業所	小田原市成田42-1
(医) 遠藤クリニック	小田原市西大友503	ダイニチスポーツ(株)	小田原市上曾我412-1
(株) エンドー	小田原市下大井239-3	タウンショップかしわぎ	小田原市成田326
扇屋スポーツ	小田原市本町2-12-14	(有) タケダ印刷	湯河原町中央2-3-1
(有) 大畠工務店	小田原市桑原342	タコス&バーガー	小田原市飯泉1042-12
オクツ薬局 櫻木 達夫	小田原市浜町1-14-3	(有) 鶴井印刷所	小田原市栄町3-15-18
オザックス工業(株)	小田原市東大友207-2	株式会社 東海日動パートナーズTOKIO小田原支社	小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル4F
小田原ガス(株)	小田原市扇町1-30-13	(株) 東海ビルメンテナンス	小田原市本町1-13-6
(一財) 小田原市事業協会	小田原市南町1-1-40	特定非営利活動法人 ふれあいサークルすずろ	足柄上郡開成町宮台1107-1
小田原市土木建設協同組合	小田原市東町5-2-59	富田医院	小田原市曾我別所777-6
(株) 小田原水道サービスセンター	小田原市高田401	豊川ペタンククラブ	小田原市飯泉1257-3 高橋卓保 様
小田原スポーツ・文化運営企業体	小田原市中曾根263	(株) ナカネン	大井町上大井84-3
小田原生コン(株)	小田原市飯田岡341	中村歯科医院	小田原市曾我原127
小田原松風ライオンズクラブ	小田原市本町2-2-16 陽輪台小田原203号	なごみ整骨院	小田原市鴨宮229-3-102
小田原湯本カントリークラブ	箱根町湯本390-37	日本新薬(株) 小田原総合製剤工場	小田原市桑原676-1
加藤歯科医院	小田原市南町3-1-42	(株) 花友生花店	小田原市永塚62
かながわ西湘農業協同組合本店	小田原市鴨宮627	花松屋	小田原市堀之内16
鏡木建設(株)	小田原市本町4-2-18	浜町小児科医院 遠藤 郁夫	小田原市浜町1-14-5
(株) 川久保組	小田原市曾我別所408	(有) ビッグブリッジ	小田原市小竹268
(株) カワセ	小田原市扇町2-7-11	FamilyMart 小田原千代店	小田原市千代327
(株) グリーンK	小田原市上曾我895	報徳二宮神社	小田原市城内8-10

企業・団体名	住所	企業・団体名	住所
グローバルゴルフネット株式会社	横浜市長土ヶ谷区明神台2-4-101 グローバルゴルフネット株式会社作業分室宛	ほっともっと 小田原蓮正寺店	小田原市蓮正寺252-1
医療法人社団敬仁会介護老人保健施設悠久	小田原市延清196-1	マナクリニック	小田原市永塚5
(有) Kスポーツ	小田原市荻窪335	万葉倶楽部株式会社 ミナカ小田原	小田原市栄町1-1-15 8F-800
小泉建設 (株)	小田原市千代693	みずほ証券 (株) 小田原支店	小田原市栄町2-7-32
(株) 五神建設	小田原市延清208-8	モスバーガー鴨宮店 ((株) エムアンドワイ)	小田原市延清209-1
相模ベンディング (株)	大井町上大井924-1	大和証券 (株) 秦野営業所	秦野市大秦町1-10 秦野アルファビル1階
(有) 佐藤クリーニング店	小田原市高田114-5	ライフスタイル (株)	千葉県木更津市請西1-5-18
(有) 澤地石材店	小田原桑原176	(株) ロピア小田原高田店	小田原市高田298-1
松鶴	小田原市鴨宮229		

団体会員

団体名	団体名	団体名	団体名
足柄体育振興会	小田原市ラグビーフットボール協会	久野体育振興会	富水体育振興会
新玉地区体育協会	小田原市陸上競技協会	国府津体育振興会	早川体育振興会
大窪体育振興会	小田原ソフトボール協会	幸地区体育振興会	東富水体育振興会
小田原空手道協会	小田原地区空手道連盟	酒匂体育協会	富士見体育振興会
小田原弓道協会	小田原テニス協会	桜井体育振興会	二川体育協会
小田原剣道連盟	小田原バスケットボール協会	山王網一色体育振興会	前羽体育振興会
小田原サーフィン協会	小田原バドミントン協会	下曽我体育協会	万年体育振興会
小田原サッカー協会	小田原バレーボール協会	下府中体育振興会	緑地区体育振興会
小田原市インディアカ協会	小田原ペタンク協会	十字地区体育振興会	
小田原柔道協会	小田原野球協会	曾我体育振興会	
小田原市スポーツチャンバラ協会	片浦体育振興会	橘北体育振興会	

令和7年度おだわら スポーツ・レクリエーションカレンダー

【 教 室 】

教室名	期日	会場
小学生陸上競技教室	4月～2月 年間12回	城山陸上競技場
ランニング教室	5/31	小田原アリーナ (キッズマラソンコース)
シェイプアップトレーニング教室(春コース)	5/7・14・21・28・6/4・11・18・25	小田原アリーナ
弓道教室	5/20・22・24・27・29・31・6/3	城内弓道場
ミニバスケットボール選手強化教室(春コース)	5/9・13・20・23・6/3・10・17・20	小田原アリーナ
ジュニア&レディーステニス教室	7/24・26・29・31・8/2・7・9	小田原テニスガーデン
ドッジボール教室(前期コース)	7/29・30・31	小田原アリーナ
ドッジボール教室(後期コース)	8/26・27・28	小田原アリーナ
シェイプアップトレーニング教室(秋コース)	9/3・10・17・24・10/1・8・15・22	小田原アリーナ
ミニバスケットボール選手強化教室(秋コース)	9/8・9・16・19・30・10/3・7・20	小田原アリーナ
そとあそび教室	9/3・5・8・10・12	城山陸上競技場
卓球教室	10/23・28・30・11/4・6	小田原アリーナ

【レクリエーション大会・スポーツ大会】

事業名	期日	会場	主催
第24回川東地区ペタンク大会	6/29	富士見小学校	川東地区体育連盟
スポーツキャンプ in 日体大	8月(1泊2日)	日本体育大学 東京世田谷キャンパス	(公財)小田原市体育協会
第18回小田原市ドッジボール大会	8/1	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
おでかけスポーツ 富士川ラフティング	8/2	静岡県富士宮市	(公財)小田原市体育協会
第16回おだわらスポーツ&レクリエーションフェスティバル	9/21	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
第12回小田原ペタンク協会交流大会	9/23	上府中公園内	小田原ペタンク協会
未来のアスリートアカデミー	11/9	小田原アリーナ	(公財)小田原市体育協会
第25回城下町おだわらソーデーマーチ	11/15・16	小田原城址公園ほか	小田原市ほか
第28回小田原オープンペタンク大会	11/23	上府中公園内	小田原ペタンク協会
小田原オープンバドミントン選手権大会	2/11	小田原アリーナ	小田原バドミントン協会
箱根5区駅伝コースウォーキングチャレンジ	2/14	箱根駅伝5区コース	(公財)小田原市体育協会
第13回小田原ペタンク協会交流大会	3/7	上府中公園内	小田原ペタンク協会

【マラソン・駅伝】

事業名	期日	会場	主催
第17回おだわらキッズマラソン大会	6/15	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会
令和7年度小田原城元旦マラソン	1/1	小田原城周辺	小田原市陸上競技協会
第61回川東地区駅伝競走大会	1/4	曽我みのり館周辺	川東地区体育連盟
第19回おだわら駅伝競走大会	1/18	小田原市内	(公財)小田原市体育協会
第80回市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会	2/8	丹沢湖周回	神奈川県
第39回小田原尊徳マラソン大会	3/8	小田原アリーナ周辺	(公財)小田原市体育協会

地区健民祭・体育祭

期 日	地 区 名	会 場	予 備 日
5月18日	前羽体育振興会	前羽小学校	5月25日
9月14日	上府中体育協会	千代小学校	
9月28日	緑地区体育振興会	城山中学校	
9月28日	芦子地区体育振興会	芦子小学校	
9月28日	国府津体育振興会	国府津小学校	10月5日
10月4日	富水体育振興会	泉中学校	
10月5日	新玉地区体育協会	新玉小学校	
10月5日	早川体育振興会	早川小学校	
10月5日	富士見体育振興会	富士見小学校	
10月5日	下府中体育振興会	下府中小学校	
10月5日	曾我体育振興会	曾我小学校	
10月12日	幸地区体育振興会	三の丸小学校	
10月12日	下曾我体育協会	下曾我小学校	10月13日
10月12日	酒匂体育協会	酒匂小学校	10月13日
10月18日	片浦体育振興会	片浦小学校	
10月19日	東富水体育振興会	東富水小学校	
10月19日	十字地区体育振興会	三の丸小学校	
10月26日	万年体育振興会	新玉小学校	
10月26日	足柄体育振興会	町田小学校	
10月26日	二川体育協会	足柄小学校	
10月26日	久野体育振興会	久野小学校	
10月26日	山王網一色体育振興会	山王小学校	
10月26日	下中体育振興会	下中小学校	
10月26日	豊川体育協会	豊川小学校	
11月9日	桜井体育振興会	城北中学校	
実施なし	大窪体育振興会	-	

第77回小田原市民総体育大会日程表

種 目		会 場	7/11 (金)	7/12 (土)	7/13 (日)	7/19 (土)	7/20 (日)	7/27 (日)	開始時間
開会式		小田原アリーナ(サブ)	○						19:00
地区 対 抗 競 技	軟式野球	酒匂川スポーツ広場					○	○	8:30
	ソフトボール	酒匂川スポーツ広場					○	○	9:00
	サッカー	酒匂川スポーツ広場					○	○	9:00
	バスケットボール	小田原アリーナ(メイン)					○	○	9:00
	ソフトテニス	小田原テニスガーデン					○	予備日	9:30
	バドミントン	小田原アリーナ(メイン)						○	9:00
	卓球	小田原アリーナ(メイン)						○	9:00
	バレーボール(男)	小田原アリーナ(メイン)					○		9:00
	バレーボール(女)	小田原アリーナ(サブ)			※1○		○		9:00
	剣道	小田原アリーナ(サブ)			※2○			○	9:00
	弓道	城内弓道場					○		9:35
	陸上競技	城山陸上競技場						○	9:00
	ペタンク	上府中公園スポーツ広場					○		9:00
	ゴルフ	小田原湯本カントリークラブ				○			8:56
	グラウンドゴルフ	酒匂川スポーツ広場				○	予備日		8:30

オー ブ ン 競 技	テニス	小田原テニスガーデン				○		予備日	9:30
	インディアカ	小田原アリーナ(サブ)		※1○		○			9:30
	ボウリング	Xーボウル小田原				○			10:30

※1 参議院議員選挙の日程が7月20日(日)になった場合

※2 参議院議員選挙の日程が7月27日(日)になった場合

小田原市にある主なスポーツ施設

名 称	所在地	利用申込	施設内容等
小田原市総合文化体育館小田原アリーナ	中曽根263	小田原アリーナ 38－1144	・メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングルーム ・フィットネススタジオ・ランニングコース(1周300m) ・スポーツサウナ・研修室・会議室(大・小)・更衣室
城山陸上競技場	城山2-29-1		・日本陸上競技連盟第2種公認競技場 ・メイントラック1周400m サブトラック1周130m ・インフィールド・跳躍場・投てき ・トレーニングルーム・会議室・更衣室
小田原テニスガーデン	蓮正寺83-1		・砂入人工芝コート16面(内夜間照明付き8面) ・更衣室
城山庭球場	城山3-10-20		・クレートコート8面 ・更衣室
小峰庭球場	城山3-30-22		・ハードコート2面
酒匂川スポーツ広場	寿町5-22-29		・野球場2面・少年野球場2面・ソフトボール場4面 ・サッカー場2面・ゲートボール場(土10面・芝4面)
鴨宮運動広場	酒匂967		・多目的グラウンド 1面(ソフトボール 軟式少年野球 サッカー グラウンドゴルフ)
城内弓道場	城内4-27		・和弓近的5人立 ・更衣室
学校施設開放(体育館)	－		早川小学校を除く市立小学校24校及び市立中学校11校 利用可能種目は学校により異なる。 (フットサル等のボールを足で蹴る行為は禁止。)
学校施設開放(運動場)	－		豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校、白山中学校 利用可能種目は学校により異なる。
学校施設開放(夜間照明)	－		豊川小学校、国府津小学校、酒匂中学校 ・ソフトボール・サッカー(酒匂中学校のみ軟式野球も利用可能。)
御幸の浜プール	本町3-15-15	22-6080 (開場期間のみ)	・50m×13.2m・12m×10.5m(幼児用) ・更衣室 ※開場期間:7月中旬～8月下旬
酒匂川左岸サイクリング場	西酒匂1-3-61	サイクリング場 47－6743 (一財)小田原市事業協会 23－4470	・1周1620mと660mのサイクリングコース ・自転車広場 ・自転車の無料貸し出し
県立西湘スポーツセンター	西酒匂1-1-26	48－2650	・体育館・小体育室・会議室(大・小)・トレーニング室 ・スポーツ広場・レクリエーション広場・テニスコート4面等
小田原スポーツ会館	南町1-1-40	23－2465	・体育室・柔道場 ・トレーニング室
川東タウンセンターマロニエ	中里273-6	47－1515	・マロニエホール ・集会室等
上府中公園	東大友113	42－5511	・野球場(ナイター設備) ・スポーツ広場(ナイター設備) ・多目的広場等

※ 利用時間、休館日及び利用申込方法については、
各施設のホームページ等でご確認ください。

規 程 集

- ・公益財団法人小田原市体育協会定款
- ・公益財団法人小田原市体育協会委員会規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程
- ・公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱
- ・公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領
- ・小田原市スポーツ少年団規程

公益財団法人小田原市体育協会 定款

参考 平成25年4月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人小田原市体育協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催などにより、小田原市における市民総ぐるみのスポーツ振興を図り、もって明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する教室、競技会、講習会等の開催
- (2) スポーツに関する団体及び人材の育成
- (3) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県小田原市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、職員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2

人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第 18 条 評議員会を招集するときは、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の

意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人 1 名は、前項に規定する議事録に記名押印する。

第 6 章 役員等

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は、使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を

執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があるときには、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する

ことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第41条 この法人は、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第43条 この法人の加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。

- 2 加盟団体は、会費を毎年納入しなければならない。
- 3 加盟団体は、脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 この法人は、この法人の加盟団体として不適当と認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

(賛助会員)

第44条 この法人に、賛助会員をおくことができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議

員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。
会長 江島 紘

公益財団法人小田原市体育協会委員会規程

制定 平成 5 年 4 月 1 日

改正 平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(総則)

第 1 条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会定款第 4 条の事業を達成するため、選出された者により構成される委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 委員会の種類は、事業推進委員会と事業実施委員会とする。

2 事業推進委員会は、総務委員会、財務委員会及び広報委員会に分かれる。

3 事業実施委員会は、競技委員会、地区委員会及びレクリエーション委員会に分かれる。

(構成及び所管事項)

第 3 条 各委員会の構成及び所管事項は別表のとおりとする。

第 4 条 各委員会に、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

第 5 条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けた場合に、その職務を代行する。

(任期)

第 6 条 委員(及び役員)の任期は理事の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

なお、事業実施委員が所属団体の都合により任期中に交代する場合は、この限りでない。

(会議)

第 7 条 委員会は委員長が召集してその議長となる。

2 委員会は、委員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。

3 事業実施委員会の委員が委員会に出席できないときは、代理を認め、その代理人に議決権を委任することができる。この場合、委員は出席したものとみなす。事業推進委員会は、代理は認めない。

4 委員会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを

決定する。

(専決事項)

第8条 緊急を要するため、委員会に討議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合、委員長は次回の委員会に報告して承認を得なければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

各委員会の構成及び所管事項（事業推進委員会）

所管事項 委員会	構 成	所 管 事 項
総務委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者 若干名	1 事業の総合企画・立案に関する事。 2 予算及び決算に関する事。 3 理事会及び評議員会へ上程する議案等に関する事。 4 本協会の運営に必要な要綱及び要領等（定款及び規程等は除く）の制定・改廃に関する事。 5 加盟団体及び育成団体に関する事。 6 その他、他の委員会に属さない事項
財務委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者 若干名	1 基本財産の管理及び拡大に関する事。 2 財源確保のための調査、研究に関する事。 3 賛助会費、寄付金等の拡大に関する事。 4 その他財務に関する事。
広報委員会	1 理事及び加盟団体又は学識経験者等の中から理事会で推薦された者 若干名	1 広報技術の研究及び改善に関する事。 2 事業の広報・広聴に関する事。 3 情報誌及び会報等に関する事。 4 体育振興に関する資料収集等に関する事。 5 その他広報全般に関する事

各委員会の構成及び所管事項（事業実施委員会）

所管事項 委員会	構 成	所 管 事 項
競 技 委 員 会	1 加盟競技団体から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 競技力の向上及び競技普及に関すること。 2 各種競技大会に関すること。 3 コーチ、トレーナーに関すること。 4 事業推進委員会に提案する事 5 他の委員会との連絡調整に関する事項 6 その他、競技委員会に関する必要な事項
地 区 委 員 会	1 加盟地区体育振興会から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 地区体育振興会の運営に関すること。 2 各種大会、行事の連絡調整に関すること。 3 競技力及びレクリエーションの普及・向上に関すること。 4 事業推進委員会に提案する事項 5 他の委員会との連絡調整に関すること。 6 その他、地区委員会に関する必要な事項
レクリエーション委員会	1 加盟レクリエーション団体から選出された者 各団体から1名 2 理事会が推薦した者 若干名	1 レクリエーションの普及向上に関すること。 2 各種レクリエーション大会に関すること。 3 レクリエーション指導者の派遣に関すること。 4 事業推進委員会に提案する事項 5 他の委員会との連絡調整に関する事項 6 その他、レクリエーション委員会に関する必要な事項

公益財団法人小田原市体育協会加盟団体規程

制定 平成24年11月1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の加盟団体に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体)

第2条 加盟団体は、この法人の目的に賛同する団体で、理事会で承認された小田原市内のスポーツ団体等とする。

2 加盟団体は、年度の初めに事業計画、予算書、役員名簿、事務連絡場所等を提出しなければならない。事業年度終了後1ヶ月以内に事業報告、決算書を提出しなければならない。

(加盟団体の要件)

第3条 加盟団体は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 市内各地区に居住する市民を統轄する地区体育団体であること。
- (2) 同一種目で組織し、市内を統轄する唯一のアマチュア団体であること。

(加盟手続)

第4条 新規に加盟する団体は、その代表者が次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 事務所所在地
- (3) 規約
- (4) 所属加盟団体の組織一覧表
- (5) 役員名簿
- (6) 当該年度事業計画及び予算書
- (7) 前年度事業報告及び決算書

(会 費)

第5条 加盟団体は、当該年度内までに会費を納付しなければならない。

2 前項に定める会費の額は、理事会で定める。

(会費の使途)

第6条 第5条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除 名)

第7条 加盟団体がこの法人の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(脱 退)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を会長に提出し、理事会に承認を受けなければならない。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会賛助会員規程

制定 平成24年11月1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）定款第44条の規定に基づき、この法人の賛助会員について必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的及び事業の主旨に賛同し、入会した法人及びその他の団体、個人を賛助会員とする。

(会 費)

第3条 会費は、次のとおりとし、当該年度分を所定の方法により納入するものとする。

(1) 法人及びその他の団体 年額10,000円を1口とする。

(2) 個人 年額5,000円を1口とする。

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

(会員の特典)

第4条 賛助会員は次の特典を享受することができる。

(1) この法人が発行する情報誌等の配付を受けることができる。

(2) この法人の情報誌、ホームページ等に法人名、団体名及び個人名を掲載することができる。

(会費の使途)

第5条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除 名)

第6条 この法人は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等賛助会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

2 賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退 会)

第7条 賛助会員は、いつでも退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人小田原市体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人小田原市体育協会賛助会員規程及び賛助会費運用規程（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（ウ）

制定	平成 9 年	1 月 2 3 日
改正	平成 1 9 年	4 月 1 日（ア）
改正	平成 2 3 年	4 月 1 日（イ）
改正	平成 2 5 年	4 月 1 日（ウ）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人小田原市体育協会（以下「この法人」という。）の文化及び体育の振興に顕著な成果を上げ、この法人の発展に著しく貢献した個人及び団体等の功績と栄誉を称え、また、著名な大会等で優秀な成績を収めた者に対して行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。（ウ）

（表彰の種類）

第 2 条 表彰の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に該当するものに対して、会長がこれを表彰する。

（１）感謝状

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長の職にあつて退任した者
（ウ）

（２）功労者表彰

ア 永年にわたりこの法人の発展に顕著な功績のあった者（ウ）

イ 体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを指導・育成した者

（３）特別功労者表彰

永年にわたりこの法人の役員又は加盟団体の長として顕著な功績のあった者が、在任中に死亡した場合（ウ）

（４）優秀選手表彰

著名な大会等で優秀な成績を収めた選手又はチーム

（５）体育奨励表彰

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で優秀な成績を収めた者

（６）その他会長がこの法人の振興発展に顕著な功績があったと認める者（ウ）

（７）国民体育大会へ出場する選手又は監督に対し、祝い金を贈る。

（８）オリンピック大会等、国又は国際的な機関が主催する国際大会へ日本代

表として出場する選手又は監督に対し、祝い金を贈る。

2 前項各号の表彰の基準及び候補者の推薦については、別に定める。

(表彰の方法)

第3条 前条第1項第1号の該当者には、感謝状及び記念品を贈る。

2 前条第1項第2号から第4号及び第6号の該当者には、表彰状及び記念品を贈る。

3 前条第1項第5号の該当者には、賞状及び記念品を贈る。

4 前条第1項第7号及び第8号の該当者には、祝い金を贈る。(イ)

5 前条第1項各号の規定による表彰を受けるべき者が、表彰日前に死亡した場合は、これを追彰する。

(選考の方法)

第4条 被表彰者は、各加盟団体等から推薦された者、及び会長が推薦した者を表彰選考委員会で決定する。

2 前項の表彰選考委員会の委員は、この法人の理事及び総務委員の中から会長が指名し、その定数は10名以内とする。(ウ)

3 表彰選考委員会の委員長は、委員の互選による。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、特別な場合を除き新春スポーツ人の集いにこれを行う。

(イ)

(欠格条項等)

第6条 次のいずれかに該当する者は、第2条第1項各号に規定する適格者であっても、この要綱は適用しない。

(1) 成年被後見人・被保佐人として登記された者(ア)

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 前各号のほか、選挙権及び被選挙権を失った者

(4) 自己の責に帰すべき行為により、著しくその名誉を失墜したと認められる者

(5) その他表彰等を行うことが不相当と認められる者

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月23日から施行する。
- 2 財団法人小田原市体育協会表彰要綱(平成6年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(ア)

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(イ)

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。(ウ)

公益財団法人小田原市体育協会表彰基準及び推薦等に関する要領（ウ）

制定	平成	9年	1月	23日
改正	平成	19年	4月	1日（ア）
改正	平成	23年	4月	1日（イ）
改正	平成	25年	4月	1日（ウ）

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱（平成9年1月23日施行。以下「表彰要綱」という。）第7条の規定に基づき、表彰の基準及び候補者の推薦等に関して必要な事項を定めるものとする。（ウ）

（表彰の基準）

第2条 表彰の基準は、次のとおりとする。

（1） 表彰要綱第2条第1項第1号に規定する感謝状受賞候補者

次のいずれかに該当するもので、3期6年以上にわたりその職にあって退任した者

ア この法人役員の職（以下「理事、監事、事業推進委員の役職」という。）にあった者（ウ）

イ 加盟団体の長の職にあった者

ウ この法人役員及び加盟団体の長の職を通算して6年以上あった者（ウ）

（2） 表彰要綱第2条第1項第2号アに規定する功労表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

（ア） 加盟団体

（イ） 加盟団体所属の個人

（ウ） 加盟団体以外の団体（小田原市内に所在する事業所又は団体等）

（エ） 加盟団体以外の個人（小田原市民に限る）（ア）

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

（ア） 年齢が満55歳以上で加盟団体の要職（以下「会長、副会長、理事長、理事、会計及び監事等の役職」という。ただし、その役職が当該団体の名誉的な顧問又は地位にあるものを除く。）を20年以上経験し、現在も引き続き加盟団体において体育・文化の普

及、発展に努めていると認められる者

(イ) 20年以上(選手であった期間を除く。)にわたり、かつ、現在も引き続き、体育・スポーツ又は文化の普及振興(事業活動の企画、運営又は実践的に選手等の技術向上或いは審判員等の指導育成)のため、率先垂範してその活動にあたり、その功績が顕著であると認められる者

(ウ) 20年以上にわたり、かつ、現在も引き続き文化又は体育に関する調査、研究の功績が顕著であると認められる者

(エ) この法人のスポーツ医科学振興のため、その功績が顕著であると認められる者(ウ)

(オ) 加盟団体又はこの法人に関係ある団体等で、この法人の振興、普及活動等の功績が顕著であると認められる者(ウ)

(3) 表彰要綱第2条第1項第2号イに規定する功労表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体所属の個人

(イ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

(ア) 要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手を直接指導した者で、その功績が顕著であると認められる者

(イ) 次の(5)に規定する大会で、当該成績を収めた代表選手団の監督若しくはコーチとしての功績が顕著であると認められる者

(4) 表彰要綱第2条第1項第3号に規定する特別功労表彰候補者

この法人の役員又は加盟団体の長として功績があると認められる者で、在任中に死亡した場合で、次に掲げるものとする。(ウ)

ア この法人役員を5年以上在職した者で、在任中死亡した者(ウ)

イ この法人役員又は加盟団体の長を通算して、5年以上在職した者で在任中死亡した者(ウ)

(5) 表彰要綱第2条第1項第4号に規定する優秀選手表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体所属の個人

(イ) 加盟団体

(ウ) 加盟団体以外の個人(小田原市民に限る)(ア)

(エ)加盟団体以外の団体又はチーム(小田原市内に所在する事業所に勤務する者で構成したチーム又は小田原市内に所在する学校教育法に基づく学校等の学生等で構成したチーム)

イ 候補対象者の要件

次のいずれかに該当する場合

(ア) オリンピック大会又は世界選手権大会において入賞した者

(イ) 10カ国以上の国際競技大会において入賞した者

(ウ) 全日本総合選手権大会において入賞した者

(エ) 次のいずれかの競技大会又は選手権大会において優秀な成績を収めた者

a 国民体育大会において入賞した者

b 全日本実業団、全日本社会人、全日本大学選手権大会、全日本高等学校大会及び全日本中学校大会等において入賞した者

(オ) その他著名な全国大会等で地方予選大会を経て、神奈川県代表として出場した大会において入賞した者

(カ) 前記(エ)bの大会で、ベストメンバーに選ばれた者又は最優秀選手に選ばれた者

(キ) その他、会長が優秀選手として功績があったと認められる者

(ク) 前記(ア)から(カ)までの規定にかかわらず、世界記録又は日本記録を更新した者又は当該大会記録を更新した者

(6) 表彰要綱第2条第1項第5号に規定する体育奨励表彰候補者

ア 候補対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体

(イ) 加盟団体所属の個人

イ 候補対象者の要件

文化及び社会体育活動等の著名な大会等で、地方予選大会等を経て優秀な成績を収めたもので、次のいずれかに該当する場合

(ア)国民体育大会等の著名な競技大会(第1項第5号イ(ア)から(エ)までの規定による大会に準ずる大会)の公開競技大会等で優勝した者

(イ) スポーツ・レクリエーション的な大会又はニュースポーツ大会等で世界選手権大会、アジア選手権大会又は全日本選手権大会等で優勝し、この法人の名誉に著しく貢献のあったものと認められる者(ウ)

(7) 表彰要綱第2条第1項第7号及び第8号に規定する祝い金贈呈対象者

ア 対象者の範囲

次のいずれかに該当するもの

(ア) 加盟団体所属の個人又は小田原市民

(イ) 加盟団体

2 前項各号に規定する期間の計算については、小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会におけるそれぞれの期間を通算するものとする。(ウ)

3 第1項第1号、第2号及び第4号に規定する職にある者が、表彰を受ける年限に達しないで死亡した場合、その在任中に特に功績のあったものと認められるものは、表彰候補者とすることができる。

4 第1項第3号、第5号及び第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間は、表彰年度の前年11月1日から当該年の10月31日までの間に、それぞれの要件を充たしたものとする。ただし、第1項第3号から第6号までに規定するもので、これによることが不都合な場合にあっては、この限りでない。

5 第1項第7号及び第8号に規定する祝い金は、公益財団法人小田原市体育協会表彰に関する要綱で定められた金額を当該大会出場前にその都度出場選手ごとに贈る。ただし、チームが対象の場合は当該団体ごととする。(ウ)

(推薦基準日)

第3条 前条の規定による表彰候補者は、当該年の10月31日を推薦基準日とする。ただし、これによることが不都合な場合にあっては、前条第4項のただし書きを準用する。

(推薦書の提出等)

第4条 この法人の加盟団体の長又はその他の関係者等は、表彰要綱第2条に規定する表彰候補者がある場合、別紙様式により指定期日までに会長に提出しなければならない。ただし、第2条第5項による祝い金にあっては、これによらないことができる。(ウ)

(表彰の方法)

第5条 表彰要綱第3条各項に規定する記念品は、当該功績内容の賞状を楯に

印刷したものをもってこれに替えることができる。

(適用除外)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号の規定による表彰基準に該当するもので、体育功労等に関する功績により国、神奈川県及び小田原市等の行政機関若しくは小田原市体育協会、小田原市体育連盟、小田原市レクリエーション連盟、小田原市地区体育振興会連絡協議会、財団法人小田原市体育協会及び公益財団法人小田原市体育協会から同趣旨の表彰を既に受けたものは、これを適用しない。(ウ)

附 則

1 この要領は、平成9年1月23日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。(ア)

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。(イ)
- 2 平成23年度においては、表彰要綱第2条第1項から第6号に規定する表彰候補者の表彰候補対象期間を、表彰要領第2条第4項の規定に関わらず、前年の6月1日から当該年の10月31日とする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。(ウ)

小田原市スポーツ少年団規程

制定 平成5年4月 1日

改正 令和2年3月24日

(総 則)

第1条 この規程は、小田原市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）に関することを定める。

第2条 少年団は、小田原市内のスポーツ少年団によって構成し、それを代表とする組織体とする。

(目 的)

第3条 少年団は、小田原市内のスポーツ少年団を統轄し、スポーツ少年団の育成・指導にあたり、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 少年団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の結成促進及び育成
- (2) スポーツ少年団の登録
- (3) スポーツ少年団の指導者、リーダー及び体力テスト判定員の養成と活用
- (4) スポーツ少年団及び指導者の顕彰
- (5) スポーツ少年団交流事業の実施
- (6) 日本及び神奈川県スポーツ少年団の主催する交流行事の参加協力
- (7) 関係団体との連携
- (8) その他目的を達成するための事業

(登 録)

第5条 少年団への加入は、日本スポーツ少年団登録規定及び施行細則により行うものとする。

(組 織)

第6条 少年団は、前条により登録を行った団員、指導者及び少年団が特に認めた者をもって組織する。

(役 員)

第7条 少年団に、次の役員を置く。

- (1) 本 部 長 1名
 - (2) 副本部長 若干名
 - (3) 常任委員 各単位団の選出者及び少年団が特に認めた者
 - (4) 委 員 各単位団代表者及び少年団が特に認めた者
 - (5) 監 事 2名
- 2 本部長、副本部長、常任委員、監事は委員会において選出する。
 - 3 本部長は、本部を代表し、会務を統轄する。

- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、本部長が予め指名した順序により、副本部長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- 5 常任委員は、本部長を助けて常務の執行にあたる。
- 6 監事は、少年団の事業及び会計を監査する。
- 7 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 8 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 9 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会 議)

第8条 少年団の会議は、委員会、常任委員会、専門部会とする。

(委員会)

第9条 委員会は、本部長、副本部長、常任委員、監事、委員及び少年団への個人登録指導者をもって構成する。

- 2 委員会は、少年団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で、本部長の付議した事項を議決する。
- 3 委員会は、必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。
- 4 前項のほか、常任委員会が必要と認めたとき、又は委員会を構成する者の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員会を招集しなければならない。
- 5 委員会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。但し、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。
- 6 構成員が委員会に出席できない場合は、議決権を他の構成員又はその所属する団体及び関係機関の役員に委任することができる。この場合、委任した構成員は出席したものとみなす。
- 7 委員会の議事は出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会は、本部長が招集し、その議長となる。
- 3 常任委員会は、次の事項について審議し決議する。
 - (1) 委員会に付議すべき事項の原案に関すること
 - (2) 委員会を招集するいとまがない緊急事項に関すること
 - (3) 委員会で付託された事項に関すること
 - (4) 専門部会への付託に関すること
 - (5) その他本部長が必要と認める事項に関すること

- 4 常任委員会は、前項第2号に掲げる事項を審議し決議したときは、次の委員会にこれを報告し、その同意を得なければならない。

- 5 前条第5項から7項までは、常任委員会についても準用する。

(専門部会)

第11条 少年団に、次の専門部会を置く。

- (1) 総務・広報部会
- (2) 活動部会
- (3) 育成指導部会
- (4) 指導者専門委員会

- 2 前項のほか、常任委員会の議決を経て、必要な専門部会を設けることができる。

- 3 専門部会は専門事項について調査研究を行うとともに、事業を実施する。

- 4 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(指導者協議会)

第12条 少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置くことができる。

- 2 指導者協議会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第13条 少年団の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局員は、本部長の命を受け、事務局の事務を執行する。

(会計)

第14条 少年団の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

- 2 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(規程の改廃)

第15条 この規程は、委員会及び常任委員会において3分の2以上の承認を得たのち、改廃することができる。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、少年団の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公益財団法人小田原市体育協会会報 第32号

発行日 令和 7 年 7 月
発行 (公財) 小田原市体育協会
事務局 小田原市中曽根263
電話 38-3310
FAX 38-1202

E-mail odawara-taikyo@a-net.email.ne.jp

URL <https://www.odawara-taikyo.or.jp>